

指定居宅介護支援事業所つばさ豊田

サービス契約書

社会福祉法人 正生会

居宅介護支援サービス契約書

利用者 _____ 様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人正生会（以下「事業者」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所つばさ豊田における居宅介護支援サービスの提供と個人情報の使用について次のとおり契約します。

（サービスの内容）

第1条 事業者は、介護保険法及び関係各法に従い、利用者が居宅において自立した日常生活が送れるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に従った適切な居宅サービスが提供されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。

2 サービスの内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は契約締結日から利用者の要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」とします。）の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。

（契約の終了）

第3条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1か月前までに理由を示した文書で通知することによりこの契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者又はその家族等が、事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の各号に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

（1）利用者が介護保険施設に入所した場合

（2）利用者の要介護認定区分が、要支援、介護予防・生活支援サービス事業対象者又は自立となった場合。

（3）利用者が死亡した場合

（利用料）

第4条 この契約に基づく居宅介護支援サービスに要する費用は、利用者の保険者である市町に請求します。ただし、利用者の被保険者証に支払い方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、給付制限を行う旨の記載）があるときは、利用者は、この記載のとおり支払をします。

(介護支援専門員)

第5条 事業者は、利用者の担当となる介護支援専門員に、利用者の居宅介護支援に関する業務を担当させます。

- 2 利用者は、介護支援専門員が利用者に不測の損害を与えたときやその他、必要と認めるときは、事業者に対し介護支援専門員の変更を求めることができます。
- 3 介護支援専門員は、身分証を常に携帯し、初回訪問時及び利用者や家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(居宅サービス計画作成の支援)

第6条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービス目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (5) 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (6) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (7) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(居宅サービス計画作成上の義務)

第7条 介護支援専門員は、第6条の居宅サービス計画の作成に当たって次の各号に定める事項を遵守します。

- (1) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議をいいます。）の開催等により、居宅サービス計画の内容について、サービス担当者から、専門的見地からの意見を求めます。
- (2) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医の意見を求めます。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合には、当該医療サービスに係る主治医の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置づける場合には、当該指定居宅サービス等に係る主治医の医学的観点からの留意事項

が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行います。

(4) 利用者は、介護支援専門員が第1号から第3号の義務を履行するに当たって、可能な限り介護支援専門員に協力します。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に必要な利用者の協力が得られない等の正当な理由がない限り、この契約締結後20日以内に居宅サービス計画を作成し、利用者に提示します。

(経過観察・再評価)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

(1) 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。

(2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

(3) 利用者の状態について定期的に評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の対応をします。

(施設入所への支援)

第9条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介及びその他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第10条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第11条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、静岡県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第12条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を代行します。

(サービスの提供の記録)

第13条 事業者は、指定居宅介護支援サービスの提供に関する記録をつけることとし、この契約終了後、5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業者にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を希望によ

って、受けることができます。

- 4 第3条第1項から第4項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(個人情報の保護)

第14条 事業者及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業者は、文書によりあらかじめ利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

(公正中立義務)

第15条 事業者は、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類のみに偏ることのないよう、また、特定の居宅サービス事業者による居宅サービスを利用するよう利用者を誘導し、或いは、利用者に指示することなどにより特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことのないよう、公正中立に居宅介護支援を提供します。

(損害賠償)

第16条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(苦情対応)

第17条 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、別紙「重要事項説明書」に記載された窓口や介護支援専門員、市町又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

- 2 事業者は、居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に関する利用者の要望及び苦情等に迅速かつ適切に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

(契約外の事項等)

第18条 この契約に定めのない事項については、運営規程及び介護保険法その他関係法令の定めるところに従い、利用者と事業者との間で誠意をもって協議のうえ定めます。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

- 1 使用する目的
居宅介護支援サービスを円滑に提供するために実施する担当者会議において必要な場合
- 2 使用する事業者職員の範囲
利用者に対してサービス提供又は相談援助を担当する職員
- 3 条件
 - (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
 - (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者（代理人による契約締結の場合は代理人）、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

(利 用 者)

〈住所〉

〈氏名〉

印

(署名代理人)

〈住所〉

〈氏名〉

印

(家族)

〈住所〉

〈氏名〉

印

(事業者)

住所 焼津市田尻北792番地の1

代表者名 社会福祉法人正生会 理事長 石 井 紀 子

印